

## 【別紙】管理番号 167 提案団体の見解に関する詳細について

### (調理師業務従事者届の義務付けについて)

- ・ 御回答いただいた内容については、調理師業務従事者届の活用方法を示すものであり、全国一律で実施する必要性を示すものではないと考える。
- ・ 貴省からの回答として、嚥下機能等に関する研修プログラムを作成するに当たっては「調理師業務従事者届の情報（就業実態等）を把握している」という記載があるものの、衛生行政報告例により県から貴省へ報告しているのは就業場所（届出内容では"業種"（例：病院、福祉施設、飲食店営業など））のみである。さらに、嚥下調整食研修では特段業種を問うていないことから、研修プログラムの作成に当たり届出の情報が必要不可欠ということは読み取れず、届出により全国の調理師の従事状況を同時期に統一的に把握する必要性がやはり不明確であるため、その必要性について今一度御教示いただきたい。
- ・ 調理師の資質向上を目的とする研修事業等の実施に調理師業務従事者届を活用する事例があることや、厚生労働省で研修プログラムを作成し調理師の養成を図っていることは理解しているが、研修事業への活用や研修プログラムの周知については、管内の調理師会や保健所との連携によっても十分実施可能であり、調理師業務従事届の活用が欠かせないとは必ずしも言えない。
- ・ また、本県の提案は、研修事業等への活用に調理師業務従事者届を必要とする自治体の業務を妨げるものではなく、選択制を不相当とする明確な理由がないと考えている。

### (事務負担の軽減について)

- ・ 調理師業務従事者届のオンライン化について、令和3年5月に成立したデジタル改革関連法では、医師、看護師、薬剤師等の社会保障に係る国家資格に関する事務について、マイナンバーの利用及び情報連携が可能となったが、調理師については、本改正の対象とされておらず、今後の見通しが不明であるところ。
- ・ 他法の手続も確認いただきながら、その導入について前向きに御検討いただきたい。
- ・ また、提出期日については、他法との関係もあり現時点での見直しが困難であるとして理解した一方で、申請者から御意見が寄せられているのは事実であるため、例えば、12月31日以前に提出された場合でも、基準日時点で変更の見込みがないものについては有効である旨を通知等により明確にさせていただき、オンライン化の時期に併せて提出期日を見直すなど、継続的な検討事項として捉えていただきたい。
- ・ なお、本籍地都道府県名については免許記載事項であることから、申請者は簡便に記載可能であると回答いただいたが、活用意図が不明な項目について記載させる必要性はなく、不要な項目であるならば1項目でも削減し、申請者の負担を少しでも削減すべきである。

### (衛生行政報告例の改善について)

- ・ 調理師従事者届のオンライン化により取得されたデータから、衛生行政報告例の報告様式にデータ移送が可能となる仕組みが構築されれば、都道府県の集計業務が不要となり、大幅な事務負担の軽減に繋がることが見込まれるため、ぜひ前向きな御検討をお願いしたい。